

# IIJサービス再販売パートナープログラム規約

2026年3月1日

## (用語の定義)

第1条 本規約において、次の用語は次の意味で用いるものとする。

- (1) 当社  
ネットチャート株式会社
- (2) IIJ サービス  
株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」という。）がIIJの定める契約約款等に基づき提供しているサービス
- (3) パートナー  
本規約の定めるところにより、再販売を目的として、当社がパートナーとして認定した事業者
- (4) エンドユーザ  
パートナーとの契約に基づきパートナーから IIJ サービスの提供を受ける顧客
- (5) 再販売  
パートナーからエンドユーザに対する IIJ サービスの提供
- (6) 契約約款等  
IIJが定める IIJ サービスに係る契約約款、規約等の契約条項（以下「IIJサービス約款等」という。）

## (規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあるものとする。本規約が変更された後のパートナープログラムの条件は、変更後の本規約によるものとする。変更内容がパートナーに重大な影響を与えると当社が判断した場合は、当社はパートナーに変更内容を通知するものとする。

## (パートナー認定申請)

第3条 パートナーとなることを要望する事業者は、当社指定の手續に従い、パートナー認定申請を行うものとする。当社は、当社の判断により、パートナー認定承諾の可否を決定し、その結果を当該事業者に通知するものとする。

2. 当社がパートナー認定申請を承諾しない理由には、次の各号に該当する事由があり、これらに限られない。

- (1) 与信、事業戦略、営業方針等の観点からパートナーとしての要件に合致しないと判断されたとき
- (2) パートナー申込者が現に締結し、又は、従前締結していた当社との一切の契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (3) パートナープログラム申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (4) パートナー申込者若しくはその役員、従業員、その他使用人が、以下に該当するとき
  - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体若しくはそれらの構成員若しくは関係者（以下「反社会的勢力」という。）
  - ② 反社会的勢力への資金提供を行うなどその活動を助長する行為を行ったことがあるとき
  - ③ 自身で又は第三者を利用して、相手方及びその顧客に対し、暴力的若しくは威圧的な行為又は名誉若しくは信用を毀損する行為を行っているとき
- (5) その他当社が不適切と認めたとき

(当社からパートナーへのIIJ サービスの提供)

第4条 当社は、パートナーに対し、パートナーによる再販売を目的として、IIJ サービスのうち、別途当社がパートナーへ書面又は電磁的手段により提示する条件書（以下、「条件書」という。）によって定めたサービス(以下「パートナー販売対象サービス」という。)を提供するものとする。

2.IIJサービス約款等にパートナー販売対象サービスの再販売の禁止の規定がある場合、本規約の対象となる IIJ サービスにはこれを適用しないものとする。

3.本規約の対象となるパートナー販売対象サービスの標準販売料金及びパートナーへの提供料金（以下「料金」という。）については、当社からパートナーへ書面又は電磁的手段により別途提示する条件書に従うものとする。

4.当社がパートナーに提供を行っているパートナー販売対象サービスについて、料金の増額又は減額を行うために前項の条件書を改定する場合、当社は、改定の日から1週間前までに、パートナーに対し、新条件書を通知するものとする。

5.当社がパートナー販売対象サービスを追加するために第3項に定める条件書を改定する場合、改定の日までに、当社は、パートナーに対し、新条件書を通知するものとする。

6.パートナーは、当社が提示するパートナー販売対象サービスの料金に関する情報について、パートナーの社内関係者以外には開示しないものとする。

7.パートナー販売対象サービスの料金のパートナーから当社への支払については、サービスに係る初期費用その他の一時費用又は月額費用が発生した月の翌月に当社からパートナーに請求書を発行し、パートナーは請求書発行月末までにこれを支払うものとする。

8.パートナーは、パートナープログラム申込書に記載された、パートナーが遵守すべき事項を遵守するものとする。

(エンドユーザへの再販売)

第5条 エンドユーザへの再販売は、パートナーとエンドユーザとの間の契約に基づき行われるものとする。

2.パートナーは、再販売に係る契約において、IIJサービス約款等に基づきパートナーが負う義務をエンドユーザに対しても課すものとする。

3.当社は、パートナーに対してのみIIJサービス約款等に基づく責任を負うものであり、再販売に係る契約から生ずる事項について、エンドユーザその他の第三者に対して責任又は負担を負うものではないものとし、パートナーはこれをエンドユーザに遵守させる措置を取るものとする。

4.当社は、パートナーに対して、IIJ サービスに関するAcceptable User's Policy(AUP)を定めるものとし、パートナーは AUP に記載された事項をエンドユーザに遵守させる措置を取るものとする。当社がパートナーのエンドユーザにおける AUP 違反又はそのおそれを認知した場合であって、当社がパートナーに通知したときは、パートナーは当該エンドユーザにこれを是正させるものとする。また、当社は、AUP 違反があったパートナー販売対象サービスについて、サービスの停止又は契約解除を行う権利を留保するものとする。本項に定める AUP とは、<http://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/regulation/info.html>を指すが、IIJの判断により変更される場合があるものとする。

5.当社は、エンドユーザに対し、直接のサポートを行わず、パートナーを仲介したサポートのみを提供するものとする。

6.パートナーは、パートナー販売対象サービスの提供に必要な範囲で、当社に、エンドユーザに関する情報を提供するものとする。

7. IIJ サービスに携帯電話端末に係るサービスが含まれる場合であって、携帯電話端末に係るサ

サービスの仕様が、法令によるエンドユーザに対する本人確認の措置が必要となるケースに該当したときは、パートナーは当社の定める方法によってこれを行うものとする。

8. 当社が捜査関係機関等から、エンドユーザのサービス使用に関連して（そのおそれのある場合も含む）捜査協力依頼その他の対応依頼を受けた場合は、パートナーは当社に必要な協力を行うものとする。

（公表）

第6条 当社及びパートナーは、相手方とのパートナー関係を公表できるものとする。

（パートナーへの支援）

第7条 当社は、当社の判断により、パートナーに対し、当社が定める支援プログラムを提供する場合があるものとする。当該支援プログラムの内容については、当社からパートナーへの通知に従うものとする。

（IIJ サービス資料の二次利用）

第8条 パートナーは、再販売を目的とする限りにおいて、当社が提供する IIJ サービスのサービス資料（以下、「IIJ サービス資料」という。）をエンドユーザへ開示することができるものとする。

2. 当社は以下の条件で、パートナーへ IIJ サービス資料の改変権を付与するものとする。

(1) 改変を行うことを当社へ事前に通知すること

(2) 改変した IIJ サービス資料（以下、「改変資料」という。）に、虚偽の事実又は当社の信用を毀損するような内容を記載しないこと

(3) 当社は改変資料について、いつでも内容の確認を実施できるものとし、確認の結果、前号の定め違反している場合等、当社が改変資料の内容を不適切と判断したときは、パートナーはただちに改変資料を修正すること

（商標）

第9条 パートナーは、再販売を目的とする限りにおいて、当社が指定するIIJの商標又は商号を使用することができるものとする。当社は、パートナーにおいて商標又は商号の利用が適切ではないと判断した場合、利用の停止を行う権限を留保するものとする。

2. 当社は、パートナー関係にある事実を提示又は公表することを目的とする限りにおいて、パートナーが指定するパートナーの商標又は商号を使用することができるものとする。パートナーは、当社において商標又は商号の利用が適切ではないと判断した場合、利用の停止を行う権限を留保するものとする。

（報告等）

第10条 当社は、パートナーに対し、必要に応じ合理的な範囲で、再販売の状況について報告を求めることができるものとする。この場合において、パートナーは、遅滞なく当該報告を行うものとする。

2. パートナーは、次に掲げる事由が生じた場合には、当社に対して当社の定める方法で通知するものとする。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 本社又は主たる事業所の所在地の変更

(パートナー認定の取消し)

第11条 当社は、パートナーが次に掲げる事由に該当する場合は、書面をもって期日を定めてこれを是正すべき旨を要請するものとし、期日までに是正されなかった場合には、パートナー認定を取消することができるものとする。

- (1) 不正又は不当な営業活動を行う等により相手方の名誉又は信用を損なったとき
- (2) 本規約に違反若しくはパートナーにおいてIIJサービス約款等に違反したとき、又は、重大な信義則違反があったとき
2. パートナー又は当社は、相手方が次に掲げる事由に該当する場合は、催告することなくパートナー認定を取消することができるものとする。
  - (1) 破産、民事再生若しくは会社更生に係る申立てをし、又は、これらの申立てを受けたとき
  - (2) 差押、仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき
  - (3) パートナーが第3条第2項第4号の定める事由に該当したとき
3. 第1項若しくは前項に基づくパートナー認定の取消しは、取消し前にパートナーと当社間に成立していたパートナー販売対象サービス提供にかかる契約であって本規約の対象となるものの効力には影響を及ぼさないものとする。ただし、この場合におけるパートナー販売対象サービスの料金は、解消の翌月から、当社の直接のユーザ向けの定価に変更されるものとし、詳細は当社からパートナーに提示する解消後条件書に従うものとする。また、認定の取消し事由がIIJサービス約款等におけるパートナー販売対象サービス提供にかかる契約の解除事由と合致する場合、かかる解除権等の行使が制約されるものではない。
4. 第1項若しくは第2項に基づくパートナー認定の取消しがあった場合、当社は、パートナーに対し、エンドユーザとの契約に係る契約上の地位を当社に移転することを請求することができるものとする。

(パートナー関係の解消)

第12条 パートナー又は当社は、3ヶ月前に相手方に書面で通知することにより、パートナー関係の解消を行うことができるものとする。

2. 前項に基づくパートナー関係の解消は、解消前にパートナーと当社間に成立していたパートナー販売対象サービス提供にかかる契約であって本規約の対象となるものの効力には影響を及ぼさないものとする。ただし、パートナーから解消を申し出た場合におけるパートナー販売対象サービスの料金は、解消から2ヶ月後に、当社の直接のユーザ向けの定価に変更されるものとし、詳細は当社からパートナーに提示する解消後条件書に従うものとする。
3. 第1項に基づきパートナーから解消を申し出た場合、当社は、パートナーに対し、エンドユーザとの契約に係る契約上の地位を当社に移転することを請求することができるものとする。

(機密保持)

第13条 パートナー及び当社は、本規約の履行に関し知り得た相手方の技術、営業、顧客等に関する情報を、当該相手方の同意を得ないで、第三者に開示してはならないものとする。ただし、次の場合にはこの限りでない。

- (1) 開示時点において、受領者がすでに有していた情報（開示時点においてすでに開示者に対し機密保持義務を負っている情報を除く。）を開示する場合
- (2) 開示時点においてすでに公知の情報を開示する場合

- (3) 受領者の責によらない事情で、情報受領後公知となった情報
- (4) 開示された後に、受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 機密情報を用いることなく受領者が独自に開発した情報
- (6) 正当な公権力の行使により、開示を要求された情報

(優先適用)

第 14 条 本規約の各条項は、本規約で取り扱う事項について当社とパートナーとの間に締結された他の契約に優先して適用される。

(協議)

第 15 条 本規約に定めのない事項及び本規約に関し生じた疑義については、パートナー及び当社で誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 本規約又は本規約に関連する取引に関して生じた紛争に係る第一審の合意専属管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。